

## 千葉県警察採用専門員業務要領の制定について

平成4年4月11日  
例規(警)第17号  
警察本部警務部長

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定し、平成4年4月11日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命により通達する。

### 記

#### 1 目的

この要領は、千葉県警察が雇用する採用専門員の業務に関し、囑託の取扱に関する訓令(平成2年本部訓令第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 採用専門員の名称及び業務

(1) 採用専門員の業務上の名称は、「千葉県警察採用担当参与」(以下「参与」という。)とする。

(2) 参与の業務は、次のとおりとする。

ア 大学・高校等における就職説明会への出席並びに就職事務担当者との連絡及び募集勧誘活動

イ 応募者に対する受験勧奨活動及び最終合格者に対する辞退防止活動

ウ その他前各号に付随する事務

#### 3 業務の準処及び報告

(1) 業務は、あらかじめ警務部警務課長が作成する採用専門員業務予定表(別記様式第1号)に基づき行うものとする。

(2) 参与は、前記2の(2)の業務を行った場合においては、採用業務実施結果報告書(別記様式第2号)を作成し、警務部警務課長に報告するものとする。

#### 4 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令(昭和60年本部訓令第5号)に定める「勤務整理簿」によるものとする。

#### 5 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書取扱に関する訓令(平成10年本部訓令第6号)に定める「身分証明書」による。

#### 6 秘密の保持

参与は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

以下、様式省略